

随意契約の結果公表 令和5年度 (下半期)

No.	契約名(件名)	工事種別	履行場所	履行期間	契約の相手方及び住所	契約金額 (税込額)	契約の相手方を選定した理由	法令根拠	契約担当課名
1	防災行政無線(同報系)サーバ更新工事	電気工事	富士見市 大字鶴馬1800番地の1 富士見市役所	令和5年11月28日から 令和6年3月27日まで	埼玉田中電気株式会社 埼玉県さいたま市南区辻1丁目3番地18	41,250,000円	パナソニック防災行政無線機器の調達は、代理店をとおさず購入することが不可能であり、代理店以外のものを選定したとしても、下請け経費等を要することから代理店以外の事業者を入札に参加させることは不利と認められることから。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	危機管理課
2	污水管渠布設替工事	土木工事	富士見市 渡戸3丁目地内外 新河岸第12-2 污水幹線外	令和5年12月28日から 令和6年3月19日まで	株式会社伊東土木富士見 埼玉県富士見市南畑新田877番地1	15,820,200円	開札が取止めとなったが、受注意欲のあった業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	下水道課
3	グラウンドケトル攪拌機交換修繕	機械器具 工事	富士見市 大字勝瀬506番地1	令和5年12月1日から 令和6年1月31日まで	株式会社中西製作所 北関東支店 さいたま市北区吉野町2丁目177番地1	1,418,780円	①グラウンドケトルは、学校給食の調理作業で日々使用している設備であること。②現在、調理作業に支障が発生していること。③他の釜に不具合が発生した場合、安定的な給食の提供ができない恐れがあること。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	学校給食センター
4	道路後退用地整備工事(その3)	土木工事	富士見市 大字水子地内 市 道第45号線	令和6年2月1日から 令和6年3月29日まで	株式会社伊東土木富士見 埼玉県富士見市南畑新田877番地1	2,240,700円	開札が取止めとなったが、受注意欲のあった業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	道路治水課